

# 中野市議会ペーパーレス会議システム

## 導入・運用・保守業務

### 仕様書

中 野 市

## 1 背景と目的

---

中野市（以下「本市」という）では、中野市議会にタブレット端末を配備し、ICTの活用により議会運営の効率化を図るとともに、ペーパーレス化を推進する。

## 2 業務名

---

中野市議会ペーパーレス会議システム（以下「システム」という。）導入・運用・保守業務

## 3 契約方法及び契約形態

---

地方自治法 234 条の 3 の規定による長期継続契約とし、契約形態は、業務委託契約とする。

翌年度以降においてこの契約に係る歳入歳出予算が削除または減額された場合は、契約の解除又は変更があり得るが、その際の事後処理の方法については、本市と受注者の間で協議して定めるものとする。

（次年度以降の予算については、議会の議決が必要なため）

## 4 履行期間（業務委託期間）

---

令和 6 年 11 月 1 日から令和 11 年 9 月 30 日までとする。

ただし、契約締結の日から令和 6 年 10 月 31 日までを準備期間とする。

## 5 運用開始時期

---

「6 業務内容」に示す全ての作業を実施した上で、システムについて、以下により納入すること。

【運用開始】令和 6 年 11 月 1 日

## 6 業務内容

---

次の(1)から(9)までの業務を一括して行うものとする。

(1) システムの導入

①初期設定

(2) システムの運用・保守及びユーザーサポート

(3) マニュアル等の作成

次の文書を電子データ及び紙で提供すること。

①各種手順書（電子データ）

初期設定情報及びバックアップ、リカバリー等、タブレット端末の構成及び再設定に必要な手順が明記されているもの

②システム利用者マニュアル（電子データ、紙1部）

③システム管理者マニュアル（電子データ、紙1部）

(4) 保守サービス及び修理対応（保守オプションサービス）

①ヘルプデスクによる受付

受付時間はおおむね午前9時から午後5時までとし、エンドユーザーからの問い合わせも受け付けるものとする。

(5) システム操作説明会の実施

タブレット端末の利用者及び管理者を対象とした操作研修を次のとおり実施すること。その研修内容を録画し、ユーチューブ等で後日閲覧できるようにすること。また、運用状況により、本市からフォロー研修を依頼した場合は、開催時期を本市と相談の上実施すること。なお、操作研修後の問い合わせにも適宜対応すること。

①管理者研修（中野市議会事務局の職員）

研修は1回（90分程度）以上とし、内容は、システムの管理に関することとする。

②利用者研修（中野市議会議員及び中野市の職員）

研修は1回（90分程度）以上とし、内容は、システムの操作に関することとする。

## 7 システム要件等

---

(1)システムの内容

①システムはクラウド（庁外サーバー）方式とし、システムのデータ保管拠点を7(4)で示す日本国内のデータセンターとすること。

②原則として、24時間365日のシステムの利用が可能であること。ただし、以下の場合は、サービスが停止することを許容する。

・計画停止 / 定期保守

計画停止又は定期保守による停止を行う場合は、あらかじめ本市に対し周知し、了承を得ること。

・その他障害等による予定外停止

障害によるサービス停止時は、停止後直ちに調査・復旧等の対応が開始されること。

③当市が調達するタブレット端末（アップル社製 iPad Air 13.0インチを予定）を使用して、議案書等のファイル（以下「登録ファイルという。」）をシステム上に登録することができ、通信回線またはWi-Fi環境を通じて、いつでも閲覧・追加できること。

- ④会議において、全参加者のタブレット端末又はパソコンで登録ファイルを同期させる機能等、会議の運営に支障が生じない機能を有すること。（会議参加想定最大人数：50人）
- ⑤会議において、議案等の採決について、タブレット端末から賛成等または反対等の意思表示ができる機能を有すること。
- ⑥クライアント環境は iPad OS、Windows10 または Windows11 の最新版に対応していること。
- ⑦システムファイルのアップロードは、Windows 搭載パソコンの Microsoft Edge または Google chrome 等のブラウザから操作できること。

## (2)システム仕様要件

システムは、別紙「令和6年度中野市議会ペーパーレス会議システム導入・運用・保守業務機能要件一覧」を満たすほか、以下の仕様を満たすこと。

- ①保有ライセンス分の台数のタブレット端末及びパソコンが同時にクラウドサーバーに接続しても会議の運営に支障が生じないで、登録ファイルを閲覧・追加できること。
- ②システムバージョンアップは、随時最新版を提供するものとし、その費用は、原則無料とすること。
- ③ iPad OS、Windows10 または Windows11 の各 OS のアップデートに、遅滞なく対応し、その費用は無料とすること。
- ④システムのセキュリティホールまたはバグ等が発見された場合は、速やかに報告するとともに、直ちに修正するものとし、その費用は無料とすること。

## (3)システムの動作環境

- ① iPad OS、Windows10 または Windows11 の各 OS に対応していること。
- ②システム運用に十分なスペックのサーバーであること。
- ③不正アクセス等に対して、検知及び予備不正プログラム対策を講じていること。
- ④原則として、24時間365日のシステムの運用管理体制をとっており、サーバーダウン等のトラブルに対し、直ちに復旧できること。
- ⑤災害発生時のデータ喪失が防止でき、バックアップデータからデータ復旧を迅速にできる体制をとっていること。
- ⑥システム障害発生時であっても、予備等により登録ファイルの閲覧等必要最低限の機能は維持すること。

## (4)クラウドデータセンター要件

- ①建築基準法（昭和25年法律201号）規定する耐震構造建築物であって、同法に規定する耐火性能を有し、防火対策及び水害対策が講じられており、震度7クラスの地震発生時であってもサービス提供可能な耐震構造または免震構造であること。

- ②データセンターに防犯対策及び入館管理がされていること。
- ③停電発生時であっても、無停電電源装置または発電装置等によりサービス提供が可能であること。
- ④不正アクセス、ウイルス感染、マルウェア等に対するセキュリティ対策が講じられており、情報漏えい等がないこと。

#### (5)保守要件

- ①対応時間は平日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとすること。ただし、緊急時の場合は、対応時間外であっても対応すること。
- ②問い合わせは、電話または電子メールで受け付けること。
- ③24 時間ごとにデータのバックアップを実施すること。
- ④緊急時は、バックアップデータからデータ復旧を迅速に行うこと。

### 8 請求及び支払方法

---

- (1)システムの導入業務費用及び操作研修にかかる費用を一括請求とし、業務終了後支払うこととする。
- (2)システムの運用・保守（ユーザーサポート含む）業務については、月額払いとする。

### 9 その他

---

- (1) 納品時に発生する不要な梱包材は、全て受注者において処分すること。
- (2) 納品の際は、本市が指示した初期設定内容その他設定内容がわかる納品書を提出し、本市の検査を受けること。
- (3) 本業務に係る市の情報、個人情報及び業務上知り得た情報は、他に漏えいしてはならない。この業務終了後も同様とし、これらの情報の破棄を確実にし、情報の漏えいには十分注意すること。
- (4) この業務の実施に当たり、本業務とは別に、本市が調達する中野市議会 I C T用タブレット端末賃貸借業者とできる限り連携を図り、スムーズな運用開始、保守対応が実施できるよう配慮すること。
- (5) 受注者は導入後も引き続きシステム利用支援サービスを行い、この仕様書に定めがない事項及び疑義が生じた場合は、本市と協議の上決定すること。
- (6) 本業務を進めるに当たり、本市の指示が必要な場合は、速やかに報告し指示を確認後、必要な措置を講ずること。